

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第 条関係）

	改 正 案	現 行
	（資産の評価）	（資産の評価）
第五条	（略）	（略）
2(5)		
	6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時 価又は適正な価格を付すことができる。	6 次に掲げる資産については、営業期間の末日においてその時の時 価又は適正な価格を付すことができる。
	一 (略)	一 (略)
	二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する 意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得 したものに限る。）をいう。次条第一項において同じ。）を除く 。）	二 市場価格のある資産（満期保有目的の債券（満期まで所有する 意図をもつて保有する債券をいう。次条第一項において同じ。） を除く。）
	三 (略)	三 (略)
第五十六条	（略）	（略）
2(6)		
	7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲 げるものについて明らかにしなければならない。この場合において 、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事 由を明らかにしなければならない。	7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲 げるものについて明らかにしなければならない。この場合において 、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事 由を明らかにしなければならない。
一 当期首残高		
一 前期末残高		

二・三 (略)

8

評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

二・三 (略)

8

評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。